

地域金融円滑化に係る取組み

地域金融円滑化のための基本方針

水沢信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

① 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

● 金融円滑化管理方針を策定しました。

② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

● 事業資金・住宅ローン利用者がより相談されやすいよう全営業店・本部（融資部企業支援課）に窓口（金融相談窓口）を設置しました。

また、各営業店内に返済相談担当者を任命し、これまで以上にきめ細やかにお客様からのご相談に対応していく体制を整備しました。

● 本部の専門部署（融資部企業支援課）は、各営業店を通じてお客様へのきめ細やかな経営改善支援を行います。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。



水沢信用金庫 みずしん相談室

貸付条件の変更等に関する苦情相談担当【企業支援課】

電話番号0197-23-5197（直通）

※受付時間は午前9時から午後5時までです。（当金庫の窓口休業日は除きます）

金融円滑化に係る取組み状況

(1) 中小企業・個人事業主の皆様への取組み

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2,842	40,575	3,217	46,118
うち、実行に係る貸付債権	2,795	39,908	3,170	45,527
うち、謝絶に係る貸付債権	16	178	17	187
うち、審査中の貸付債権	8	156	5	65
うち、取下げに係る貸付債権	23	332	25	337

（注）「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続きの申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

(2) 住宅ローンをご利用の皆様への取組み

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	31	323	34	354
うち、実行に係る貸付債権	29	313	31	331
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	13
うち、取下げに係る貸付債権	2	9	2	9